

令和 9 年度 税制改正に関する意見

令和 8年8月
鉄鋼スラグ協会

2020 年 10 月、日本政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。この達成に向けて、更なる CO₂ 排出抑制の強化が求められている。また、2023 年 3 月、経済産業省は将来の資源調達リスク増大への懸念や最終処分場の制約等を背景に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、サーキュラーエコノミーへの転換が加速化していくことが期待されている。

鉄鋼スラグは、我が国の基幹産業である鉄鋼業が生産する鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である。鋳さいバラス製造業は、こうした鉄鋼業から日々生じる鉄鋼スラグを再生資源である鉄鋼スラグ製品として利用できるよう加工している、いわば鉄鋼業のための静脈産業であり、鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。

また、鉄鋼スラグ製品は、グリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定されており、土木資材として全国各地で広く有効利用されていることに加え、セメント材料として利用することで、通常のセメントに比べて CO₂ 排出量を 40%削減することもできる「地球にやさしい資材」である。

以上の背景を踏まえて、令和 9 年度税制改正では、以下の項目を要望する。

◆ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）

鋳さいバラス製造業には、多くの中小企業が存在し、本課税免除措置が廃止されることにより、その多くが立ちいかなくなり、鉄鋼業の安定操業に支障をきたす可能性がある。

このため、中小事業者の経営の安定化を図り、鋳さいバラスの供給体制を維持するとともに、鉄鋼スラグのリサイクルを通じた資源の有効利用、省資源・省エネルギー、CO₂ 排出量の削減を促進する本課税免除措置は、継続するべきである。

以上